

春日文化センター 運営委員会

日 時 令和4年5月18日（水）
午前10時00分から

場 所 春日文化センター 会議室

目 次

・春日文化センター運営委員会次第	1
・春日文化センター運営委員会委員名簿	2
・議題(1) 会議の公開又は非公開について	3
・議題(2) 春日文化センターの管理及び運営について	
◎令和3年度 事業実績	4
◎令和3年度 春日文化センター施設補修状況	5
◎令和4年度 事業計画	6
◎令和4年度 春日文化センター施設補修等	6
・参考 熊谷市春日文化センター運営委員会規則	7

春日文化センター運営委員会次第

- 1 開 会
- 2 委嘱状の交付
- 3 あいさつ
- 4 委員長・副委員長の選出
- 5 委員長あいさつ
- 6 議 題
 - (1) 会議の公開又は非公開について
 - (2) 春日文化センターの管理及び運営について
 - (3) その他
- 7 閉 会

春日文化センター運営委員会委員名簿

No	氏 名	備 考
1	秋 池 澄 昭	
2	服 部 澄 子	
3	福 田 定 男	
4	福 田 貞 子	
5	福 田 八重子	
6	福 田 洋 子	
7	福 田 芳 子	
8	堀 守 雄	
9	松 本 辰 男	

(敬称略・五十音順)

議題 1 会議の公開又は非公開について

「熊谷市附属機関の会議の公開に関する要綱」が平成20年10月1日から施行され、附属機関の会議について原則公開となり、会議の傍聴及び会議記録を公開することとなった。

本審議会も対象となる機関であるため、次のとおり協議する。

1 会議の公開又は非公開について

会議は原則公開となるが、次のいずれかに該当する場合は、非公開となる。

- (1) 当該附属機関の法令又は条例（規則及び規定を含む。）の規定により、会議が非公開とされているとき。
- (2) 熊谷市情報公開条例第7条第1項に規定する非公開情報に該当する事項について審議を行うとき。
- (3) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められるとき。

2 会議記録の公開について

- (1) 会議記録の内容を要旨したものを公開する。
- (2) 委員の氏名を記載する。

3 傍聴人の定数

3名

4 傍聴手続について

先着順

議題2 春日文化センターの管理及び運営について

◎令和3年度 事業実績

1 相談事業

随時相談に応じた。

2 主催事業

(1) 各種教室の開催 52回(409人)

地域住民の心の交流を促進し、文化の向上を図るため各種教室を開催した。

※新型コロナウイルス感染防止対策のため飲食を伴う活動は中止。

○定期に開催した教室

- ・生花教室 11回(39人)
- ・アレンジフラワー教室 11回(111人)
- ・料理教室 中止
- ・手芸教室 12回(96人)

置物(つくし・スイレン・瓢箪・羽子板・急須・あおむし等)、タペストリー、コースター、ひまわりのブローチ、折り紙

- ・健康体操教室 12回(119人)

○その他の教室

- ・ストレッチ体操教室 3回(24人)
- ・手打ちうどん教室 中止
- ・折り紙教室 3回(20人)

(2) 春日文化センター祭りについて

各教室・クラブ等の練習成果を発表するため、春日文化センター祭りを5月に開催する予定であったが、新型コロナウイルス感染防止のため中止した。

(3) 人権講演会の開催

同和問題をはじめとする様々な人権問題に関する正しい理解と認識が深められるよう各種教室の利用者等を対象に2月に開催する予定であったが、新型コロナウイルス感染防止のため中止した。

3 貸館事業

新型コロナウイルス感染症防止対策ガイドラインを厳守した利用で、地域団体等に自主的活動の場を提供した。

※新型コロナウイルス感染防止対策のため、飲食を伴う利用は制限あり。

- ・各種サークル活動等 412回（2,275人）
- ・運動団体利用、集会所学習、自治会、学校関係等 36回（567人）

◎令和3年度 春日文化センター施設補修状況

・壁のひび修繕、嵌め殺しガラス窓シーリング替修繕	306,700円
・外階段2カ所手すり取付工事	197,799円
・会議室照明器具修繕	121,000円
・生活改善室水栓修繕	77,660円

◎令和4年度 事業計画

1 相談事業

随時相談に応じる。

2 主催事業

(1) 各種教室の開催

地域住民の心の交流を促進し、文化の向上を図る。

○定期に開催する教室

- ・生花教室（11回）
- ・アレンジフラワー教室（12回）
- ・料理教室（12回）
- ・手芸教室（12回）

○その他の教室

- ・健康体操教室（6回）
- ・ストレッチ体操教室（3回）
- ・手打ちうどん教室（1回）
- ・和小物教室（3回）

(2) 春日文化センター祭りの開催

新型コロナウイルス感染防止のため、中止。

(3) 人権講演会の開催

同和問題をはじめとする様々な人権問題に関する正しい理解と認識が深められるよう各種教室の利用者等を対象に開催する。

3 貸館事業

地域団体等に自主的活動の場を提供する。

定期に利用する団体については登録制にし、団体相互の連絡提携と親睦を図る。

※新型コロナウイルス感染防止対策のため、利用に制限あり。

◎令和4年度 春日文化センター施設補修等

- | | | |
|-------------|-----|----------|
| ・駐車場ライン引き修繕 | 予算額 | 526,900円 |
| ・緊急時対応用 | 予算額 | 243,100円 |

○熊谷市春日文化センター運営委員会規則

平成17年10月1日

規則第125号

(目的)

第1条 この規則は、熊谷市隣保館条例（平成17年条例第159号。）第5条第2項の規定に基づき、春日文化センター運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

(会務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、春日文化センター（以下「文化センター」という。）の運営に関し、必要な事項について、調査及び審議する。

(組織)

第3条 委員会の委員は、9人以内で組織し、委員は知識経験者の中から、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会には、委員長、副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、委員長の職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、文化センターにおいて処理する。

(委任)

第8条 この規則で定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。